

総行住第 100 号
平成 27 年 8 月 20 日

各都道府県
社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者
に対する通知カードの送付に係る質疑応答集（追加）について

「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集」については、平成 27 年 7 月 27 日付け総行住第 79 号通知にて示したところですが、このたび、更に下記のとおり質疑応答を追加することとしましたので、通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知されるようお願いいたします。

記

(居所情報の登録申請の方法)

問 1 やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 2-4-（2）-ア-A に掲げる住民基本台帳カードは、顔写真付きのものに限り本人確認書類として取り扱うことでよいか。

答 お見込みのとおり。

問 2 虐待等を受けたことを理由に児童福祉施設等に入所している児童等について、当該児童等に係る措置決定通知書や当該児童等に交付される受診券は、事務処理要領第 2-4-（2）-ア-B に掲げる本人確認書類として取り扱ってよいか。

答 個人識別事項の記載があれば差し支えない。

(居所情報の登録申請の受付)

問 3 登録対象者が DV 等被害者であり、DV 等被害から逃れるためにシェルター等の保護施設に保護されている場合で、DV 等被害者の安全確保の観点から当該保護施設の所在地が非公

開とされているため、当該保護施設の所在地を居所として居所情報登録申請書に記載することができない旨の相談があったが、どのように対応すべきか。

答 登録対象者がDV等被害者であり、DV等被害者の保護のための施設（以下「保護施設」という。）で保護され、DV等被害者の安全確保の観点から居所である当該保護施設の所在地が明らかにされていないため、当該保護施設の所在地を居所として居所情報登録申請書に記載することができないことについて相当の理由があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める場合は、次により対応することが適当である。

- ① J-LIS への送付先情報の登録にあたっては、事務処理要領第2-5-(3)-イに掲げる例外的取扱いを行うこととする。
- ② 居所情報登録申請書の「通知カードの送付先」欄には、居所である当該保護施設の所在地に代えて、当該保護を実施する主体の事務所等の所在地を記載させる。
- ③ 居所に居住していることを証する書類に代えて、当該登録対象者を当該保護施設において保護していることについて当該保護を実施する主体が証明する書類で、市町村長が適当と認めるものを提出させる。
- ④ 通知カードの交付にあたっては、当該登録対象者若しくはその代理人に来庁させ、又は職員が当該保護を実施する主体の事務所等において当該登録対象者と対面し、本人確認の上、交付することとする。

問4 成年被後見人に係る居所情報の登録申請が行われた場合、事務処理要領第2-5-(3)-イに掲げる例外的取扱いにより、当該者の通知カードの送付先を住所地市町村の所在地とした上で、当該者の成年後見人来庁させ、本人確認の上、当該通知カードを交付してもよいか。

答 差し支えない。